

新旧比較対照表 (別表1)

区分	変更後	変更前
第1章	<p>(名称)</p> <p>第2条 本校は<u>八洲学園大学国際高等学校</u>と称する。</p>	<p>(名称)</p> <p>第2条 本校は<u>八洲学園国際高等学校</u>と称する。</p>
第7章	<p>(見なし修得)</p> <p>第26条 下記各号の定めに該当するときは、高等学校指導要領の通信制課程に関する特別に基づき、当該履修時間を免除および当該教科・科目の単位修得を認定することができる。</p> <p>(1) <u>大学入学資格検定(昭和26年文部省令第13号)および高等学校卒業程度認定試験(平成17年文部科学省令第1号)</u>において合格点を得た場合には、それに相当する教科・科目の単位を修得したものと見なすことができる。</p> <p>(2) 職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業(家事を含む。)に従事している場合において、その職業における実務等があらかじめ学校が立てた指導計画に照らしてその各教科・科目の実習として適切なものと認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数の10分の3以内の時間数を免除することができる。</p> <p>(3) 本校の指導計画に取り入れた各教科・科目または<u>特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合</u>で、生徒がこれらの方法により学習し、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、<u>各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。</u></p>	<p>(見なし修得)</p> <p>第26条 下記各号の定めに該当するときは、高等学校指導要領の通信制課程に関する特別に基づき、当該履修時間を免除および当該教科・科目の単位修得を認定することができる。</p> <p>(1) <u>大学入学資格検定(昭和26年文部省令第13号)</u>において合格点を得た場合には、それに相当する教科・科目の単位を修得したものと見なすことができる。</p> <p>(2) 職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業(家事を含む。)に従事している場合において、その職業における実務等があらかじめ学校を立てた指導計画に照らしてその各教科・科目の実習として適切なものと認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数の10分の3以内の時間数を免除することができる。</p> <p>(3) 本校の指導計画に取り入れた各教科・科目または<u>特別活動のラジオ放送またはテレビ放送を視聴し、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、ラジオ放送またはテレビ放送についてそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。</u></p>